処　　分　　基　　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項	第7条第1項
処 分 の 概 要	自動車運転代行業の認定の取消し
原権者（委任先）	新潟県公安委員会
法 令 の 定 め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条(第7号及び第8号を除く。)（自動車運転代行業の要件） ・第4条(認定)
処　分　基　準	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先	交通部交通企画課企画係(電話025-285-0110 内線5023)
備　　考	